

「新座第五中学校PTA」会則

(名称と事務所)

第1条 本会は「新座第五中学校PTA」と称し、事務所を新座市立第五中学校に置く。

(目的及び活動)

第2条 本会は、学校教育目標（友愛、向上、自主・自立）に基づいて、生徒の豊かな成長を図るとともに、保護者と教職員が協力して活動することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1、家庭と学校との連携を深め、生徒の健全な育成に努める。
- 2、教育環境の整備充実を図る。
- 3、生徒の福祉活動の増進を図る。
- 4、その他目的達成に必要な活動を行う。

(会 員)

第4条 本会員は生徒の保護者またはそれに代わる者と本校教職員をもって構成する。

(会 費)

第5条 本会は会費とその他の収入によって賄われる。

- 1-1、本会の費用は、一世帯、教職員が、年会費1,000円を年度初めに一括して納めるものとする。
- 1-2、会費は必要に応じて見直しをおこない、PTA会長が学校長らに諮り、変更することができる。
- 2、本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3、10月末までの退会については、申し出があったもののみ500円返金する。
- 4、11月以降の入会は500円とし、退会については返金しない。

(役 員)

第6条 本会の役員は会員の中から選出するものとする。

- 1、本会に執行部をおく
 - (1) 会長1名
 - (2) 副会長3～4名（教頭を含む）
 - (3) 会計2名
 - (4) 書記2～3名
 - (5) 学校応援団総括2名
- 2、執行部の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は本会を代表し会務を総理する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
 - (3) 会計は本会の財産を管理し金銭の収支を記録する。
 - (4) 書記は会長の指示により庶務記録に従事する。
 - (5) 学校応援団総括は会長の指示により学校応援団の運営をする。
- 3、会計監査を別に設置する。会計監査の任務は会計を監査し、総会にて報告する。

- 4、本会の役員選出方法は別に報告する。
- 5、役員の任期は、就任した日の属する会計年度の決算にかかる定期総会の終結の時までとする。再任は妨げない。

(専門委員会)

第7条

- 1、本会に専門委員会をおく
 - (1) 緑化委員会 (正代表1名・副代表1名・委員6～8名)
 - (2) リユース委員会 (正代表1名・副代表1名・委員6～8名)
 - (3) 広報委員会 (正代表1名・副代表1名・委員6～8名)
- 2、専門委員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 緑化委員は学校花壇等の整備、花壇の花を活かした活動をする。
 - (2) リユース委員は保護者の研修や文化交流活動を企画運営する。
 - (3) 広報委員は広報活動を受け持ち、広報紙編集をする。

(学級委員会)

第8条

- 1、本会に学級委員会をおく
 - (1) 各学級から学級委員2名選出する。(うち各学年の正代表1名、副代表1名含む)
- 2、学級委員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 学級と運営委員会との連絡調整をする。
 - (2) 保護者、教職員との親睦を図る。
 - (3) 保健委員会、校外補導活動を兼務する。

(会 議)

第9条 会議は次のとおりとする。

- (1) 総会 (2) 運営委員会 (3) 執行部会 (4) 特別委員会
- 1、総会は会員をもって構成され、この会の最高の議決機関である。

定期総会は、年度当初に会長が召集し、会員の委任状を含めた過半数の出席で成立する。
議案は出席者の過半数をもって議決する。
運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開くことができる。総会とは次の事項を決定承認する。

 - (1) 活動報告と決算の承認
 - (2) 活動計画と予算の承認
 - (3) 役員の承認
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他の必要事項の審議
- 2、運営委員会は執行部、専門委員代表、学級委員、教職員代表をもって構成され、総会に次ぐ議決機関である。会員は誰でも傍聴できる。

- (1) この会は原則として学期に1回開催し、必要に応じて臨時に開催することができる。
この会に関する重要事項を審議し、会務の執行にあたる。
- (2) 新座市教育委員会主催行事や対外的活動(市P保連、校外補導、等)に参加する。
- (3) 教職員代表は教頭、教務主任および各学年より1名、計5名とする。
- 3、執行部会は、本会の執行機関である。
 - (1) 本会の円滑な運営と学校との連絡調整を図るとともに、必要に応じて随時開催する。
 - (2) 運営委員会だよりを発行する。
 - (3) 運営委員会の議事を進行する。
- 4、必要に応じて特別委員会を設けることができる。
- 5、校長は会議に出席し、意見を述べることができる。

(付 則)

本会則の施行に必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て別に定め、総会に報告する。

- 1、本会則は、平成2年6月2日より施行する。
- 2、本会則は、平成6年5月19日より一部改正し施行する。
- 3、本会則は、平成20年4月23日より一部改正し施行する。
- 4、本会則は、平成24年2月28日より改正し施行する。
- 5、本会則は、平成25年5月17日より一部改正し施行する。
- 6、本会則は、令和3年4月27日より一部改正し施行する。(交通安全母の会を削除)
- 7、本会則は、令和6年4月26日より一部改正し施行する。(リユース委員へ名称変更)

新座第五中学校PTA慶弔規定

- 1、この規定の適用範囲は次のとおりとする。
 - (1) 弔慰 (2) 災害 (3) その他必要なとき
- 2、上記の贈与は事由が発生したとき会長又は代理人が行う。
- 3、この規定は平成12年5月20日より一部改正し施行する。
 - (1) 弔慰
 - ・ 会員の死亡およびその配偶者の死亡・・・10,000円
 - ・ 生徒の死亡・・・・・・・・・・10,000円
 - (2) 上記の事由が発生したとき、予備費の中からこれにあてる。
 - (3) 災害、その他必要なとき・・・・・・・・協議して決める。